

小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小郡市地域防災力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定め、自主防災組織が防災・減災を目的として実施する活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域防災力を強化し、災害時の被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、原則として行政区を単位とし、市民が自主的に地域の防災活動を行う団体で、自主防災組織設立届出書（様式第1号）を市長に提出したものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象は、自主防災組織とし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費、補助金の額及び再度補助金の交付を受けるときに必要な経過期間（以下「経過期間」という。）は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、地域防災力強化事業費補助金交付申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同一年度内に第1号及び第2号は重複して申請できないものとする。

(1) 地域防災施設整備事業

- ア 見積書
- イ 位置図
- ウ 設計図
- エ その他市長が認めるもの

(2) 地域防災活動支援事業

- ア 地域防災活動支援事業計画書（様式第3号）
- イ その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、地域防災力強化事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要があれば条件を付することができる。

(事業の実施)

第6条 申請者は、前条の補助金の交付決定通知を受けた後、事業を実施するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上でやむを得ない事情がある場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができるものとする。この場合において、申請者は、補助金の交付決定を受ける前までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、決定を受けた補助対象事業内容を変更又は中止しようとするときは、地域防災力強化事業変更・中止承認申請書（様式第5号）により、予め市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の場合において、承認又は不承認の別を決定したときは、地域防災力強化事業変更・中止承認決定通知書（様式第6号）により補助事業者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、地域防災力強化事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域防災施設整備事業

- ア 事業前後がわかる写真
- イ 事業にかかった費用の領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 地域防災活動支援事業

- ア 事業を実施したことが分かる写真
- イ 事業にかかった費用の領収書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金額を確定し、地域防災力強化事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第5条の規定により決定した額と前項により確定した額とが同額の場合は、前項の通知を省くことができるものとする。

(補助金の支払時期)

第9条 補助金は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の一部又は全部の概算払いができるものとする。

(補助金の交付取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の一部又は全部の交付を取消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助決定の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業を遂行することができないと認められるとき。
- (4) 市長の承認を受けて、補助対象事業を中止したとき。

2 市長は、前項の交付取消に際して、既に交付した補助金があれば、当該取消しに係る補助金額を返還させるものとする。

(管理)

第11条 補助事業者は、本補助金において購入した資機材を善良なる管理者の責任を持って管理するものとする。

(譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、本補助金において購入した資機材を他人に譲渡してはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月21日改正)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月23日改正)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象 事業名	補助対象 事業の内容	補助対象経費	補助金額	経過 期間
地域防災施設 整備事業	防災用資機材を保管 するための備蓄倉庫 を設置・改修すること	備蓄倉庫の設置・改修に係る費用 ただし、備蓄倉庫の用地購入に係る費用は 対象外とする	補助対象経費の 30%（千円未 満切り捨て）と し、100万円 を限度とする。 ただし、別表第 2の取組みを行 う場合は、補助 率のかさ上げを 行うものとし る。	5年
地域防災活動 支援事業	補助対象者が防災・減 災を目的に実施する 活動	<ul style="list-style-type: none"> （1）初期消火用、情報連絡用、避難救助 用、水防用、給食給水用等資機材の整備 経費 （2）防災訓練に係る経費 （3）防災学習会等の講師派遣にかかる報 償費及び旅費 （4）防災マップ、マニュアルの作成費 	補助対象経費の 30%（千円未 満切り捨て）と し、世帯数(※)× 100円+20 万円を限度とす る。ただし、別 表第2の取組み を行う場合は、 補助率のかさ上 げを行うものと する。	2年

※申請年の1月1日現在の行政区長給報酬算出基準による世帯数とする

別表第2（第3条関係）

補助率のかさ上げの対象となる取組み		補助率のかさ上げの割合
避難行動要支援者台帳の概ね5割以上の個別支援プランの作成		10%
自主防災組織の役員名簿及び活動計画の提出		5%
その他	防災講習会の実施	いずれかの取組みで5% (最大5%)
	避難訓練の実施	
	避難経路マップの作成	
	普通救命講習の実施	
	冠水マップの作成	
	防災に関する広報紙の作成	
	初動マニュアルの作成	
	自治公民館、企業等を自主避難所とする協定締結	
	避難行動要支援者台帳への新規登録（個人情報提供の同意者）	
	避難行動要支援者の支援方法マニュアルの作成	
	その他市長の認めるもの	

様式第1号（第2条関係）

自主防災組織設立届出書

年 月 日

小郡市長

殿

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

印

— —

下記のとおり自主防災組織を設立しましたので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	
構成行政区	
設立年月日	年 月 日

2 添付資料

(1) 活動計画書

自主防災組織活動計画書

平常時の活動	災害時の活動
<input type="checkbox"/> 防災訓練	<input type="checkbox"/> 災害危険箇所等の巡視
<input type="checkbox"/> 防災知識の啓発	<input type="checkbox"/> 情報の収集・伝達
<input type="checkbox"/> 活動地域内の防災巡視	<input type="checkbox"/> 初期消火
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者の把握	<input type="checkbox"/> 負傷者等の救出・救護
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル等の策定	<input type="checkbox"/> 住民の避難誘導
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 給食給水
	<input type="checkbox"/> その他

該当する活動にレ点 (☑) を付けてください。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

印

— —

地域防災力強化事業費補助金交付申請書

小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 補助金交付申請総額 円

2 補助対象事業予算及び補助金交付申請額内訳 (単位：円)

補助対象事業名	補助対象経費	補助金交付申請額
地域防災施設整備事業		
地域防災活動支援事業		

3 事業概要（地域防災施設整備事業のみ）

4 添付書類

要綱第4条の規定に基づく書類

5 補助率のかさ上げ対象表

補助率のかさ上げの対象となる取組み		チェック欄	補助率のかさ上げの割合
避難行動要支援者台帳の概ね5割以上の個別支援プランの作成		<input type="checkbox"/>	10%
自主防災組織の役員名簿及び活動計画の提出		<input type="checkbox"/>	5%
その他	防災講習会の実施	<input type="checkbox"/>	いずれかの取組みで5% (最大5%)
	避難訓練の実施	<input type="checkbox"/>	
	避難経路マップの作成	<input type="checkbox"/>	
	普通救命講習の実施	<input type="checkbox"/>	
	冠水マップの作成	<input type="checkbox"/>	
	防災に関する広報紙の作成	<input type="checkbox"/>	
	初動マニュアルの作成	<input type="checkbox"/>	
	自治公民館、企業等を自主避難所とする協定締結	<input type="checkbox"/>	
	避難行動要支援者対象者の1割を支援台帳に追加登録	<input type="checkbox"/>	
	避難行動要支援者の支援方法マニュアルの作成	<input type="checkbox"/>	
その他市長の認めるもの	<input type="checkbox"/>		

※申請時に補助率のかさ上げの対象となる取組みが予定の場合は、地域防災力強化事業実績報告書提出時に取組み状況が分かる書類を提出すること。

様式第3号（第4条関係）

地域防災活動支援事業計画書

防災活動	補助対象経費内訳	
	支出項目	金額
防災活動名		円
		円
		円
目的		円
		円
		円
		円
		円
実施予定日		円
		円
		円
実施場所		円
		円
		円
備考		円
		円
	合計	円

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

小郡市長 印

地域防災力強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額	円
(補助金内訳)	
地域防災施設整備事業	円
地域防災活動支援事業	円
2 補助の条件	

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

印

— —

地域防災力強化事業（変更・中止）承諾申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった補助金について、小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の内容	変更前
	変更後
2 変更・中止の理由	
3 変更・中止の年月日	年 月 日（予定）
4 添付書類	

様式第6号(第6条関係)

第 号

年 月 日

殿

小郡市長

印

地域防災力強化事業(変更・中止)承認決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった事項については、下記のとおり決定したので、小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別	
2 承認内容	
3 承認条件	
4 不承認の理由	
5 補助金の交付決定額	承認前の決定額 円 (内訳) 地域防災施設整備事業 円 地域防災活動支援事業 円 承認後の決定額 円 (内訳) 地域防災施設整備事業 円 地域防災活動支援事業 円
6 特記事項	

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

小郡市長 殿

自主防災組織名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話番号

印

— —

地域防災力強化事業実績報告書

小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

1 補助対象事業決算内訳

（単位：円）

補助対象事業名	補助対象経費	補助金交付決定額
地域防災施設整備事業		
地域防災活動支援事業		

2 添付書類

要綱第7条の規定に基づく書類

様式第 8 号(第 8 条関係)

第 号

年 月 日

殿

小郡市長 印

地域防災力強化事業費補助金額確定通知書

年 月 日付をもって報告のあった地域防災力強化事業実績報告書を審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、小郡市地域防災力強化事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額 円